

平成20年4月22日言渡し 同日原本交付 裁判所書記官 松本 淳子

平成19年(ワ)第1471号 損害賠償請求事件

平成20年3月25日口頭弁論終結

判 決

広島市

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

広島市西区己斐中三丁目8番10号

被 告

同訴訟代理人弁護士

板 根 富 規

青 木 貴 央

佐 東 徳 亮

西 本 克 命

主 文

- 1 被告は、原告に対し、247万8500円及びこれに対する平成19年9月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

- (1) 訴外エス・ティ・アール株式会社（以下「訴外会社」という。）の営業担当者（氏名不詳）は、平成16年8月9日、原告方を訪問し、原告（大正15年3月22日生）に対して、「このままでは地震が来たら家が倒れ

る。」等と説明し、これを信じた原告との間で、耐震補強工事請負契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

- (2) 訴外会社は、同月11日に原告方を訪れ、耐震補強工事と称する工事（以下「本件工事」という。）を完成させ、原告は、被告担当者から言われるままに工事代金として201万6000円を支払った。
- (3) その後、本件工事は不要であり、また、訴外会社が原告に対して販売・施工した耐震補強金具は補強効果のないものであることが判明した。
- (4) 原告は、黒田泰弘一級建築士に対し、本件工事の必要性及び効果の鑑定を依頼し、その費用として20万円を支払った。
- (5) 原告は、本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人に委任し、その報酬相当額は26万2500円である。
- (6) 本件契約当時、訴外会社は、同会社の方針として、同会社の従業員に、不必要かつ効果のないリフォーム工事を勧誘させ、耐震補強効果のない補強金具を同効果があるかのように装って販売させて、顧客から金員を騙し取ることを日常的に行わせていた。
- (7) 原告は、訴外会社が本件契約により原告から金員を騙し取ったとして、同会社に対し、損害賠償請求訴訟（広島地方裁判所平成18年(ワ)第1270号）を提起し、平成19年1月30日、原告の請求を認容する判決が言い渡された。
- (8) 被告は、訴外会社の代表取締役として同会社の業務全般を把握する地位にあり、同会社の業務において違法行為（詐欺行為）が行われないように従業員を監視・監督する注意義務があったにもかかわらず、上記のとおり同会社の従業員は詐欺行為を行っており、このことは、被告の従業員の監督に故意又は重過失があったものといわなければならない。
- (9) よって、原告は、被告に対し、旧商法266条の3第1項に基づき、

上記(2)、(4)及び(5)記載の損害合計247万8500円及びこれに対する被告に対する本訴状送達の日(平成19年9月15日)の翌日である平成19年9月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否と被告の主張

(1) 上記1(1)のうち、原告と訴外会社の間で本件契約が締結されたことは認め、その余は否認する。

(2) 上記1(2)のうち、原告が本件工事を行ったことは認める。但し、工事日は平成16年8月11日及び同月12日である。

(3) 上記1(3)は争う。

訴外会社が販売・施工した金具は、訴外会社において建物補強金具であるとの説明を受けて購入し、原告に販売して施工したものである。

(4) 上記1(4)及び(5)は知らない。

(5) 上記1(6)は争う。

上記(3)記載のとおりであるから、訴外会社が詐欺商法を行ったとの認識はない。

(6) 上記1(7)のうち同記載の判決が言い渡されたことは認める。

(7) 上記1(8)のうち被告に訴外会社の従業員を監視・監督する義務があったことは認めるが、その余は否認する。

第3 当裁判所の判断

1 訴外会社が原告と本件契約を締結し、原告方に本件工事を施工したことは当事者間に争いがなく、原告は、訴外会社に対して本件工事代金として201万6000円を支払った(甲2)。

2 証拠(甲3、7、乙1、被告)と弁論の全趣旨によれば、本件工事の内容は、国の認定を得ておらず耐震効果を有するか明らかではない金具を取り付けたというもので、耐震補強の効果はほとんど期待できないのに対し、

上記工事代金は上記金具の値段や工事期間(被告の主張によっても2日間)に比して相当高額であると認められる。そして、訴外会社は同様の工事を数件繰り返していたと認められるから、客観的には耐震補強効果を期待し難い工事を勧誘、施工し、高額の工事代金を得ることを訴外会社の営業として行っていたものと推認され、このような訴外会社の営業活動が不法行為を構成することは否定できない。

3 被告が訴外会社の従業員を監視・監督する義務を負っていたことは当事者間に争いがなく、被告は訴外会社の唯一の代表取締役である(甲4)にもかかわらず、耐震補強工事の事業について全く監視・監督を行っていなかった(被告)のであるから、同事業については故意又は重過失による任務懈怠があったものといわざるをえない。

4 弁論の全趣旨によれば、上記第2の1(4)及び(5)の事実が認められる。

5 以上によれば、原告の請求は理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第2部

裁 判 官 佐々木 亘

これは正本である

平成20年4月22日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 松本 淳

